

こちら、消防団！



団員募集の広告をよく見るけれど、
もっとよく知つてから
参加したい！という皆様へ。

消防団って
何やるの？

家庭や仕事
との両立は
できる？

人間関係って
どうなの？



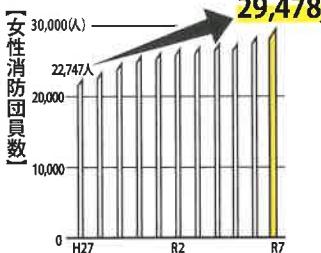
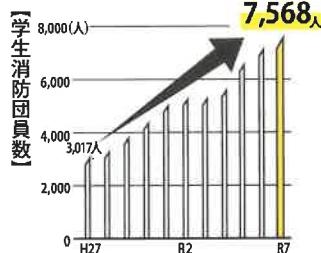
消防団基本情報

消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの

市町村に設置される消防機関です。

地域における消防防災のリーダーとして、常に地域に密着し、住民の安心・安全を守る役割を担います。

近年、女性の消防団への参加も増加しており、一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。



ウラ面もご覧ください！

消防団員募集中

よくある質問 現役の団員さんに聞いてみました!



Q. 消防団のやりがいを教えてください。

A.

消防活動や災害時の救助救出活動、避難誘導など、地域住民の安心・安全を守るという社会貢献に携わることです。また、様々な職種・幅広い世代の方との交流やつながりを深めることができます。

【応急手当訓練】



小樽市消防本部提供

【消火・防災訓練】



笠間市消防本部提供

【防火指導】



小樽市消防本部提供

【水防訓練】



松戸市消防局提供

【避難誘導】



松戸市消防局提供

Q. 団員になって良かったと思うところはありますか?

A.

災害に備える防災の知識が身についたこと、救命処置に関する知識が身についたこと、ドローンの操作技術が身についたこと、学生消防団活動認証制度により就職活動に有利であることです。



Q. 団員としてどんな活動をしていますか?

A.

平常時は、消火訓練や防災教育。災害時には、消火、救助、避難誘導などを行います。



Q. どんな人が消防団員になれるの?

A.

地域に住む、または働く18歳以上の方が対象です!
※地域により入団要件は異なります。詳細は各地域の消防団のウェブサイトをご確認ください。



Q. 消防団ってなに? どこの街にもあるの?

A.

全国の市町村にあります。

全国で約73万2千人の方々にご参加いただいています!



窓口でいろいろな疑問を聞いてください。

- ① 「消防団オフィシャルウェブサイト」からお近くの消防団を探す!
- ▼ サイトに掲載されている連絡先から消防署など担当窓口に問い合わせせる!
- ▼ 案内に従い、入団手続きが完了すれば、あなたも「消防団員」に!

[お問い合わせ先]

〒899-7305

大崎町假宿 1029 番地

大崎町役場総務課消防防災係

TEL: 099-476-1111 (内線 212, 213)



消防団や入団に関する詳しい情報は
【消防団オフィシャルウェブサイト】をご覧ください。



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

＼大崎町で子育てマッチング／

ファミリーサポート をみんなで知る会



「ファミリーサポート」とは、子どもの送迎や預かりなど、
子育ての「サポートを受けたい人」と
「サポートになりたい人」が会員となり、
有償で子育てを助け合うマッチングの仕組みです。

大崎町女性活躍推進会議では、会議を通じて出てきた
「地域のみんなで子育てできる大崎町にしたい」という
アイデアを具体化するために、大崎町役場と連携をして
ファミリーサポートについてみんなで知る会を開催します！

子育てサポーターとして活動することに
興味のある方のご参加をお待ちしております！

-
- ・ 日時：2026年2月6日（金）19:00-20:00
 - ・ 場所：マルおおさき（大崎町假宿1130-20）
 - ・ 対象：子育てサポーター（子どもを預かる側）に
なることに興味のある方
 - ・ 申込方法：電話またはQRコードよりお申込みください

主催：大崎町女性活躍推進会議（企画政策課共生協働係）

参加申込： ☎ 099-476-1111（内線 221・224）
または右のQRコードより



～ 町県民税（住民税）の申告について ～

令和8年1月1日現在、大崎町内に住所のある方は、裏面の日程で町県民税の申告受付を行いますので、令和8年3月16日までに申告してくださいますようお願いいたします。

※ 町県民税（住民税）は、所得税とは異なり、無収入の方や非課税年金（障害年金、遺族年金など）のみ受給している方など、所得のない方でも全員申告する義務があります。

ただし、無収入の方や非課税年金の受給者は、電話でも受付をしております。

【申告の必要がない方】

- 1 税務署で確定申告をする方
- 2 1社からの給与所得のみで、勤務先で年末調整され、給与支払報告書が町に提出されている方
- 3 収入が公的年金のみで、その金額が98万円以下（65歳以上は148万円以下）の方

※ ただし、医療費控除や扶養控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

※ 町県民税の申告書は、申告会場で印刷しますので発送はいたしません。（農業収入のある方は必ず収支計算書を作成の上、申告会場にご持参ください。）

【申告のときに必要なもの】

- 1 マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証や健康保険証等）
- 2 給与や公的年金等の源泉徴収票
- 3 営業・農業・不動産・土地売買などの収入・支出の詳細がわかるもの（収支計算書を作成してください）
- 4 令和7年中に支払った国民年金、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、生命保険、地震保険、医療費、寄附金等の領収書又は証明書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の証明書は役場又は野方支所にて発行できます。国民年金保険料の控除証明については、日本年金機構が『はがき』にて送付しています。）
- 5 本人又は扶養される方が障がい者等であることの証明書（障がい者手帳等）
介護保険の要介護認定（要介護1～5の認定）を受けている方の証明（障がい者控除対象者認定書）は、保健福祉課で事前に（即日交付不可）交付を受け、申告会場へご持参ください。
- 6 通帳（確定申告をして、所得税の還付を受けられる方のみ必要）

※ 令和7年度住民税において、定額減税補足給付金（不足額給付）については課税所得ではありません。

※ 申告は法律（地方税法317条の2）により義務付けられています。申告がなされないと、諸官庁、学校、金融機関などで証明（所得証明、納税証明等）が必要な場合に、申請があっても証明することができません。また、国民健康保険税、後期高齢者保険料の所得区分による軽減措置も受けられないのでご注意ください。

申告の日時・会場等は、裏面をご覧ください。

令和7年度 町県民税申告の受付が始まります

受付時間：午前9時から午後3時まで

※ 今年度より該当集落を設けておりません。ご都合のつく日でご申告ください。

中央公民館1階会議室で受け付けております。(※3月16日(月)は午前中のみの受付です。)

期日	申告会場
2月14日（土）	
2月15日（日）	野方農村 環境改善センター
2月22日（日）	菱田農村 環境改善センター
2月16日（月） から 3月16日（月） 上記期間の平日のみ	中央公民館 会議室（1階）

個人住民稅（參考） 個人住民稅
個人住民稅（參考） 個人住民稅
個人住民稅（參考） 個人住民稅
個人住民稅（參考） 個人住民稅
個人住民稅（參考） 個人住民稅

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

※ 町県民税申告に併せて簡易な確定申告も受付しておりますが、青色申告の方、住宅借入金特別控除適用が初回の方、株式等の取引で譲渡所得や配当所得があった方、居住していた住宅を売却し、特別控除を受ける方などは、e-Taxや大隅税務署で確定申告をお願いします。

※ 「確定申告書等作成コーナー」（国税庁ホームページ）による自宅等からの確定申告もご利用ください。

なお、e-Taxによる申告を行う場合には、マイナンバーカード及び暗証番号が必要です。

「確定申告書等作成ユーティ」は二つから三



【問い合わせ先】太崎町役場 税務課（町民税係） 電話 476-1111 内線113～115

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～令和7年中に農業収入があった方へ～

“領収書の整理や記帳などの確認と収支計算書の作成をお願いします”

令和7年中に農業収入があった方は、町県民税の申告時に、その収入金額の証明書や必要経費の領収書などの保存や記帳が、整理されている必要があります。農業収支計算書が作成されていない場合、申告は受け付けられませんので、事前に作成していただきますようお願いします。

また、収入金額から必要経費を差し引く収支計算におきましては、棚卸計算も必要となりますので確認・準備方よろしくお願いします。

なお、使った経費が把握できない場合等は、標準的な収支目安による計算をすることになります。

申告時に必要な書類

- 1 牛の販売があれば、「肉用牛売却証明書」を添付してください。「肉用牛売却証明書」が添付されない場合、町県民税・所得税の免税措置を受けることができません。
- 2 各経費については、農業用の台帳を作成していただければ台帳にて確認をします。申告時には、科目別（科目については裏面をご覧ください。）の経費合計をまとめておいてください。台帳を作成していない場合、経費相当分の領収書が必要となります。その際にも領収書は科目別に仕分けした上で、経費合計をまとめておいてください。（無人販売所等での売上も、収入として計上してください）
- 3 租税公課は領収証・振替口座の通帳等を基に算出ください。軽自動車の納税証明については、役場税務課の窓口で発行しています。

※令和5年度から固定資産の納付確認書は発行しておりません。事業の用に供した土地の租税公課はご自身で算出ください。

計算方法：納付書と一緒に送付している課税明細書もしくは、名寄せ帳兼課税台帳から算出
事業に使用した土地・家屋の課税標準額の合計（千円未満切捨）×1.4%
⇒ 租税公課費（百円未満切捨）

- 4 棚卸、減価償却などで欄が不足する方は、様式にあわせて別紙として添付していただいても差し支えありません。
- 5 農協の営農口座取り扱いをされる方は、農協窓口で発行する「購買品取り扱い実績のお知らせ」を経費明細として添付されても差し支えありません。

※ 農業所得金額の算出方法（収支計算）については以下のとおりです。

収入 - { ((経費+期首の棚卸) - 期末の棚卸) - 育成費 } - 専従者控除等

収支計算：実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する方法。

収入：販売金額、家事消費（令和7年中は1俵あたり9,000円）、その他収入等。

経費：収入を得るのにかかった経費。

期首の棚卸：前年期末の棚卸資産を繰り越したもの。経費に算入。

期末の棚卸：年末（12月31日）に飼育に要した棚卸資産（子牛や胎仔）の年間の経費（種付け料や飼料代等）を累積したもの。必要経費を算定するために、経費から減算。

育成費：減価償却資産に振り替える目的で育成するものの費用。

専従者控除等：事業に専従している家族の給与を必要経費として控除すること。

※農産物や農業用品などの毎年同程度の数量を翌年へ繰り越すものは、棚卸を省略しても差し支えありません。

裏面もご覧ください

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和7年中に農業収入があった方へ ～

今回の文書発送で、農業収支計算書を送付しております。

収支計算書については、皆様の自書申告となっております。確定申告、町県民税の申告については、計算済みの農業収支計算書を添付してください。

※農業収支計算書の主な科目別具体例については以下とおりです。

科 目	番 号	具 体 例
雇 人 費	8	常雇・臨時雇用人などの労賃および賃費
小作・賃借料	9	地主に支払う田畠などの借料、農機具等の借料
減価償却費	10	建物、農機具（10万円以上）、車両、母牛などの農業専用部分の償却費
租税公課	イ	固定資産税、自動車税、農協組合費などの農業専用部分の金額 <u>（所得税、町県民税、国保税、国民年金などは必要経費になりません）</u>
種 苗 費	ロ	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用
素 畜 費	ハ	子牛、子豚、ひななどの取得費、種付け料
肥 料 費	二	肥料の購入費用
飼 料 費	木	飼料の購入費用
農 具 費	ヘ	取得額が <u>10万円未満</u> または使用可能期間が <u>1年未満</u> の農具の購入費用
農薬衛生費	ト	農薬の購入費用や航空防除費など（ <u>つめ切り代、注射代</u> なども含みます）
諸材料費	チ	ビニール、コンバイン袋、釘、縄、むしろなどの諸材料の購入費用
修 繕 費	リ	農機具、農用自動車、建物などの修理にかかった費用（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
動力光熱費	ヌ	電気、水道、ガス、重油、ガソリンなどの燃料費（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
作業用衣料費	ル	作業衣、地下足袋、軍手などの購入費（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
農業共済掛金	ヲ	水稻、果樹、家畜などにかかる共済掛金
荷造運賃手数料	ワ	出荷の際の包装費用、運賃、荷受業者に支払う手数料
雜 費	ツ	農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらないもの

※減価償却費の計算方法について

減価償却費の計算は、届出が無い限りは定額法で行います。定額法は毎年同じ金額を償却する方法です。

○平成19年3月31日以前に取得のもの

取得価格 × 90% × 償却率（1 ÷ 耐用年数）× 償却期間（月 / 12月）× 事業専用割合

○平成19年4月1日（法律改正）以降に取得のもの

取得価格 × 償却率（1 ÷ 耐用年数）× 償却期間（月 / 12月）× 事業専用割合

取得時期にかかわらず、未償却残高が1円になるまで償却します。減価償却費の計算は、前年の未償却残高など複雑なため、不明な点や詳細については、下記までお問い合わせください。

○問い合わせ先 大崎町役場 税務課 町民税係 電話 476-1111（内線 113・114・115）

農業収支計算書（令和 年分）

(住所) 大崎町

(氏名)

科 目	番 号	金 額			
		農 業 分	免 税 分 (牛分)	共 通 分	合 計
収 入	販 売 金 額 ①				
	家 事 消 費 ②				
	そ の 他 の 収 入 ③				
	小 計 ④				
	農産物の期首 ⑤				
	棚 卸 高 期末 ⑥				
	計 ④ - ⑤ + ⑥ ⑦				
経 費	雇 人 費 ⑧				
	小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑨				
	減 価 償 却 費 ⑩				
	貸 倒 料 ⑪				
	利 子 割 引 料 ⑫				
	《そ の 他 経 費》				
費 用	租 稅 公 課 イ				
	種 苗 費 ロ				
	素 畜 費 ハ				
	肥 料 費 ニ				
	飼 料 費 ホ				
	農 具 費 ヘ				
	農 薬 衛 生 費 ト				
	諸 材 料 費 チ				
	修 繕 費 リ				
	動 力 光 熱 費 ヌ				
	作 業 用 衣 料 費 ル				
	農 業 共 濟 掛 金 ヲ				
	荷 造 運 費 手 数 料 ワ				
	土 地 改 良 費 カ				
	水 利 費 ョ				

経 費	糊摺・乾燥委託料 タ				
	農作業委託料 レ				
	ソ				
	雜 費 ツ				
	期首棚卸(農産物以外) ネ				
	小計(⑧～ネの計) ⑬				
	期末棚卸(農産物以外) ナ				
	育 成 費 ラ				
	経費計 ⑬ - ナ - ラ ⑭				
	専従者控除前所得 ⑦ - ⑭ ⑮				
	専従者控除額 ⑯				
	所得金額 ⑮ - ⑯ ⑰				

●販売金額等の内訳

農畜産物の品名等	作付面積 飼育頭羽数	販 売 金 額	家事消費	期末棚卸
農 産 物	早期米 a			
	普通米 a			
	a			
	a			
	a			
	畜 產 物			
畜 產 物	頭羽			
	頭羽			
	頭羽			
合 計				

●その他の収入の内訳

名 称	金 額	名 称	金 額

※経費は農業分と牛分をそれぞれ分けて記入してください。共通分とは農業分・牛分両方に必要とされた経費です。

◎減価償却費の計算

償却資産の名称	取得年月	廃棄年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 になる金額	償却方法	ハ 耐用 年数	ニ 償却期間	ホ 償却費 ロ / ハ×ニ	ヘ 事業専用割合	ト 経費算入額 ホ × ヘ	使用区分
軽トラック	・	・				4	/12				○農 ○免 ○共
普トラック	・	・				5	/12				○農 ○免 ○共
トラクター	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
コンバイン	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
ハーベスター	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
バインダー	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
田植機	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
合 計										(10)	

◎販売用牛等の棚卸計算

名 称	取得・生産年月	期首棚卸前年からの繰越額	本年中の素畜費・種付料	本年中の飼料費・衛生 費等 投下費用	期末棚卸翌年への繰越額
計					

◎母牛・果樹等の育成費の計算

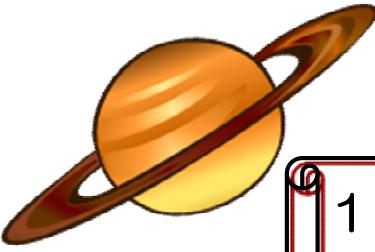
名 称	取得生産年月日	A 前年からの繰越額	B 本年中の素畜費・ 種付料、種苗費	C 本年中の飼料肥料 費・農薬衛生費等	D 小計 (B + C)	E 育成中の果樹等から生じた 収入金額	F 翌年への繰越額 (A + D - E)
計					(15)		

◎雇用人の内訳

住 所 (自治公民館)	氏 名	日 数	支 給 額		
			現 金	現 物	合 計
計					(8)

回覧

星空観察会



1月26日～29日の夜に
星空観察会を開催します。

天体望遠鏡で土星と木星と月を見ながら、宇宙への理解を深めよう

《開催日》 令和8年1月26日・27日・28日・29日（4日間）
18時15分受付 18時30分開講
星空観察及び講義：18時30分から20時

※観察会は毎回ほぼ同じ内容となりますので、都合のいい日・場所に参加してください。

※筆記用具をご持参ください。

※防寒衣類等については、各自でご準備ください。

（雨天・曇天の場合は中止となります。）

※判断に迷われる場合は、下記までお問い合わせください。

《場 所》 大崎町中央公民館	26日（月）
"	27日（火）
大丸地区農業構造改善センター	28日（水）
野方農村環境改善センター	29日（木）

《対 象》 小学生・中学生（要保護者同伴）・一般の方

※参加料は無料です。※事前の参加申し込みはいりません。

※詳細につきましては、大崎町教育委員会 社会教育課までおたずねください。

電話：476-1111（内線421・424）

担当：中水流・平野

令和7年度 住民と議会と語る会



大崎町議会では、議会基本条例（平成24年1月1日施行）に基づき
「住民と議会と語る会」を実施いたします。
どなたでもご参加いただけます！お気軽にご参加ください。

開催概要

令和8年2月13日（金）
大崎町中央公民館大ホール
18：30～20：00

議会ってどんな
ことしているの？

議会の活動報告、意見交換等

まちのことについて
こんな意見や
案がある！

主催：大崎町議会

問合せ先 大崎町議会事務局

TEL：099-476-1111（内線310・311）

FAX：099-476-3979（代表FAX）

切り取り

住民と議会と語る会 質問/意見用紙

当日はできるだけ多くのテーマを扱えるように、事前に質問や意見を受け付けております。以下の事項をご記入の上、大崎町議会事務局までご提出いただか、お電話またはFAXにてお知らせください。※別の用紙に書いて提出頂いても受け付けます。

質問提出締切日：令和8年1月30日（金）17：00まで

お名前		年代		ご連絡先	
質問内容 (具体的に)					
当日質問を扱う際に、お名前を公表しても良いですか？			はい・いいえ		